

[事案 2021-293] 新契約無効請求

・令和4年10月13日 裁定終了

<事案の概要>

募集人の虚偽説明を理由に、契約の無効を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

令和3年3月に契約した変額保険および外貨建個人年金保険について、保険関係費に関する説明がなく、費用は「ほぼかからない」と説明された。しかし、実際には、保険関係費として約23%も控除されており、虚偽説明であったことから、契約を無効として、既払込保険料を返還してほしい。

<保険会社の主張>

保険関係費の一般的な説明は契約締結前交付書面等により行っているが、具体的な割合や金額は一律に表示できないため、説明するという運用は行っていないことから、申立人の請求に応じることはできない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況等と和解を相当とする事情の有無を確認するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、募集人の虚偽説明は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。